

令和7年度 福島県立高等学校入学者選抜 後期選抜 募集要項

福島県立葵高等学校

〒965-0877

福島県会津若松市西栄町4番61号

電話(0242)27-5461

FAX(0242)27-5462

1 アドミッション・ポリシー

葵高校では、このような生徒を求めています。

- 勉強・部活動に本気で取り組み、人間的に成長しようとする生徒。
- 様々な状況において見通しを持ち、自分から行動できる生徒。
- マナーを守り、礼儀正しく、「葵高生」としてプライドを持って行動し、他者を思いやることのできる生徒。

2 募集学科及び募集定員

(1) 募集学科

全日制の課程・普通科

(2) 募集定員

前期選抜により定員が充足しない場合実施する。

募集定員は、定員200名から前期選抜の合格者を除いた数とする。

3 出願資格

出願資格については、次の(1)または(2)のいずれかを満たす者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

詳しくは「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。

4 通学区域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円分の切手（簡易書留料金）を貼付した返信用封筒（長形3号120×235mm）を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(次頁へ続く)

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（別記様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）

② 調査書（別記様式共通1号）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

詳しくは「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の2）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（別記様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（別記様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（別記様式共通3号）を交付する。

(3) 提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。

郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

詳しくは「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。

（次頁へ続く）

10 志願書受付

- (1) 出願書類を受け付け後、受験番号を記入した受験票（別記様式統一2号の2）及び入学検定料納付済証明書（別記様式統一2号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

詳しくは「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を参照すること。

12 出願の取消し

詳しくは「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を参照すること。

13 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は65点満点として、合計200点満点とする。なお、中学校の部活動や地域クラブ活動、文化的な活動の実績は総合的に評価し、点数化する。
- (2) 面接
個人面接を実施する。
面接では、志願者の主体的に取り組む意志や、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。
面接については点数化し、50点満点とする。
- (3) 小論文（又は作文）
作文を実施する。
あるテーマについて800字程度で自分の感想や思いを述べる。
作文については、段階評価する。

14 面接・作文の日時、日程及び会場等

- (1) 日時 令和7年3月24日（月）9：00～12：00（予定）
8：30までに作文検査会場兼面接控室で出席確認を受けること。

- (2) 日程 **令和7年3月24日（月）**
- | | |
|------------|----------------------|
| 8：15 | 受験生入口（生徒昇降口）開錠 |
| | 経路に従い、作文検査会場兼面接控室へ移動 |
| 8：30 | 出席確認、諸注意 |
| 9：00～10：00 | 作文 |
| 10：20～ | 面接 |
- ※ 作文検査会場兼面接控室は当日受験生入口（生徒昇降口）に掲示する。
※ 作文終了まで、作文検査会場兼面接控室には、教科書や問題集などは持ち込まないこと。
- (3) 持参する物
受験票、上書き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム（ただし、下敷は使用できない。）
- (4) 注意事項
携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

（次頁へ続く）

15 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（別記様式共通5号）を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

16 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式共通5号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

17 その他

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のURL

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/653878.pdf>

後期選抜に関するその他の一切については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によって実施する。

(以上)